

山口県報

平成23年
1月14日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則の一部を改正する規則(地域政策課)	一
山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則(農業経営課)	一
告示	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)	三
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	四
道路の区域の変更(道路整備課)	四
道路の供用の開始(道路整備課)	四
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)	五
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)	五
公告	五
契約の締結(医務保険課)	五
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	六
県営野道地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	七
契約の締結(物品管理課)	七
選管告示	七
政治団体の名称等	八
政治団体の異動事項	八
解散等に係る政治団体の名称等	九

資金管理団体の名称等
資金管理団体の異動事項



山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第一号

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則の一部を改正する規則

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設規則(平成十七年山口県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「山口県立おのだサッカー交流公園(以下「サッカー交流公園」という。)」を「スポーツ交流まちづくり拠点施設」に改める。

第三条第一項第二号及び同条第二項第三号、第五条並びに第六条中「サッカー交流公園」を「スポーツ交流まちづくり拠点施設」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年七月二十一日から施行する。

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二号

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則

山口県立農業大学校規則(昭和五十九年山口県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前号の書類の交付を受けることができない場合にあつては、条例第三条第二項に

規定する資格を証する書類

第六条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により提出した書類は、返戻しない。
別表第二を次のように改める。

別表第二 (第3条関係)

1 共通科目

授 業 科 目	授 業 時 数			
	講義・実習 演習	実 習		
教 養 科 目	農村生活活動演習	40		
	社会生活活動演習	20		
	特別講演	15		
	情報処流義理論	30		
	国際交流風土概論	20		
	郷土概論	15		
	小 計	155		
	専 門 科 目	農業経営(基礎)	15	
		農業政策(応用)	15	
		農業機械記	15	
農業流通概論		30		
農業産物利用概論		80		
農畜産物流通概論		15		
農畜産物栽培概論		20		
作物栽培概論		30		
園畜産物栽培概論		15		
病害虫防除概論		15		
農薬主剤研究	15			
小 計	335			
計	490			

2 学科別科目

(1) 園芸学科

授 業 科 目	授 業 時 数	
	講義・実習 演習	実 習
植物生理	30	
施設育苗	15	
園芸各工演習	30	
栽培物加工演習	60	
農業販売演習	20	
流通販賣実習	15	
校外実演		120
専攻栽培実習	240	60
生産プロジェクト実習		750
経営プロジェクト実習・卒業論文		720
先進農家等派遣研修		150
計	410	1,800

(2) 畜産学科

授 業 科 目	授 業 時 数	
	講義・実習 演習	実 習
家畜養	15	
家畜解剖・疫病	15	
家畜衛生・繁殖	15	
家畜解理・繁殖	120	
環境保全・ふん尿処理	15	
飼料管理	15	
飼料作物・草地管理	15	
飼料加工演習	75	270
畜産物加工演習	20	
畜産機械施設	15	
生産プロジェクト実習		750
経営プロジェクト実習・卒業論文		720
先進農家等派遣研修		150
計	320	1,890

別記第一号様式の添付書類中1を削り、2を1とし、1の次に次のように加える。
 2 / に掲げる書類の交付を受けることができない場合にあつては、山口県立農業大学校条例第3条第2項に規定する資格を証する書類
 別記第一号様式の添付書類3を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正後の山口県立農業大学校規則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に入学する学生について適用し、同日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。



山口県告示第九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年一月十四日

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
めぐみ内科クリニック		下松市西柳一丁目二番四八号	平成二二、一〇、二四
周防大島町立大島病院		大島郡周防大島町大字小松一三八の一	" " 三一

山口県告示第十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関 成

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
周防大島町立大島病院		大島郡周防大島町大字小松二四一五の一	平成二二、一一、一
黒川歯科医院		防府市車塚町一番一〇号	" 六、"

山口県告示第十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十三年一月十四日

施 術 者 の 氏 名	名 施 術 所 在 地	指 定 年 月 日
富永 強	コスモス治療院ト 宇部市大字東須恵二六六五 ミナガ	平成二二、一二、八
岩政 淳由	柳井治療院 周南市一番町四一七七の六	" " 二〇

山口県告示第十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年一月十四日

居 宅 介 護 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	所 在 地	事 業 種 類	廃 止 年 月 日
有 限 会 社 K. S ト ー タ ル プ ラ ン ニ ン グ	防 府 市 自 力 町 三 番 一 八 号	自 遊 の 街 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン つ ば さ	防 府 市 栄 町 一 丁 目 六 番 一 号	訪 問 看 護	平 成 二 二 、 一 一 、 三 〇

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称	所在地	廃止年月日
有限会社花咲美	山口市大内矢田 一九二の八	ケアプランサー ビス花咲美	山口市大内矢田 一九二の八	平成二二、 二、二八

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の種類	廃止年月日
有限会社K.S. トータルプランニング	防府市自力町 三番一八号	自遊の街訪問 看護ステーションつばさ	防府市栄町一 丁目六番一號	介護予防 訪問看護	平成二二、 一一、三〇

山口県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社コミュニケーションケア防府	防府市栄町一 丁目一〇番一 〇号	自遊の街訪問 看護ステーションつばさ	防府市栄町一 丁目六番一號	訪問看護	平成二二、 一一、一
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一	サンキ・ウエルビー小規模 多機能センター ター岩国	岩国市牛野谷 町二丁目一六 番三二号	小規模 多機能 型居宅 介護	〃 一〇、 〃

山口県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称	所在地	指定年月日
有限会社花咲美	山口市大内矢田 一九二の八	ケアプランサー ビス花咲美	山口市大内矢田 一九二の八	平成二二、 一一、一

山口県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の種類	指定年月日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一	サンキ・ウエルビー小規模 多機能センター ター岩国	岩国市牛野谷 町二丁目一六 番三二号	介護予防 小規模 多機能 型居宅 介護	平成二二、 一〇、 一

山口県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
大津郡油谷町蔵小田土地改良区	平成二三、 一、六

山口県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年一月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 徳山新南陽線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市古市一丁目二六三四の一地先から同市古市一丁目四四七三の四地先まで	最狭 二一六・〇	最狭 一一八・五	三〇五・〇	三〇五・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
徳山新南陽線	周南市古市一丁目二六三四の一地先から同市古市一丁目四四七三の四地先まで	平成二十三年一月十五日

山口県告示第十九号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

表稗田県営住宅の項中「N棟」の下に「O棟、R棟」を加え、同表東岐波県営住宅の項中「及び二号棟」を「から三号棟まで」に、「三号棟」を「四号棟」に改める。

山口県告示第二十号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

表稗田県営住宅の項中「四六五」を「四二五」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「二八〇」を「二七五」に改める。



(五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
体外衝撃波結石破碎装置及び泌尿器科用エックス線診断装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十二年十一月十二日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
海井医科器械株式会社 岩国市御庄二丁目一〇一番地の三
- 六 落札金額
七千二百四十五万円
- 七 入札公告日

八 平成二十二年十月一日
その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式
最低価格

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地

二 落札に係る物品の名称及び数量

放射線情報システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十二年十一月十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

東京センチュリーリース株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号

六 落札金額

四千六百五十万三千七十二円

七 入札公告日

平成二十二年十月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式
最低価格

(六) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者

名称

主たる事務所の所在地

名称

所在地

障害福祉サービス事業を
行う事業所

名称

所在地

(七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住 所

下関土地改良区

理事

氏名

住 所

今田 光彌

下関市大字内日上一一九五

河村 嘉博

大字内日下九七の一

野村 喜治

二〇八六

藤田 尚徳

大字内日上三三三五八

村上 春男

松屋本町三丁目五番一六号

大下 利昭

松屋上町三丁目一七二一

佐竹 博義

木屋川本町二丁目三三九の一

退任した役員	中森 望	王司神田三丁目五番四号
熊野 雅治	大字山田九二五	
中泉 文三	大字阿内三〇	
藤本 秀信	一九八二	
弘重 義和	清末西町一丁目七番二二号	
福富 壽	安岡町一丁目二番一四号	
迫本 憲昭	大字有富四九一	
小出 俊一	大字福江九〇の一	
野村 仁	大字蒲生野八九〇	
鎌田 三郎	大字内日下一〇一三	
弘中 孝二	員光町二丁目一番一九号	
西原 晃	富任町五丁目一七番二二号	

下関土地改良区	理事の別	氏名	住	所
野村 喜治	理事	野村 喜治	下関市大字内日下二〇八六	
藤田 忠清	理事	藤田 忠清	大字植田六三一	
村上 春男	理事	村上 春男	松屋本町三丁目五番一六号	
村田 稔	理事	村田 稔	木屋川南町二丁目六二八	
佐竹 博義	理事	佐竹 博義	木屋川本町二丁目三三九の一	
石津 芳文	理事	石津 芳文	大字山田一七九	
熊野 雅治	理事	熊野 雅治	九二五	
中泉 文三	理事	中泉 文三	大字阿内三〇	
前原 昭典	理事	前原 昭典	清末西町三丁目三番三三号	
木嶋 辰雄	理事	木嶋 辰雄	清末大門三番二一四号	
福富 壽	理事	福富 壽	安岡町一丁目二番一四号	
野村 仁	理事	野村 仁	大字蒲生野八九〇	
鎌田 三郎	理事	鎌田 三郎	大字内日下一〇一三	
中森 望	理事	中森 望	王司神田三丁目五番四号	
西原 晃	理事	西原 晃	富任町五丁目一七番二二号	

(八) 県営野道地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

県営野道地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
県営野道地区ため池等整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十三年一月十七日から同年二月七日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。
平成二十三年一月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
ネットワークパソコン 五百四十五台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十二年十二月十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
山口視聴覚機器株式会社 山口市駅通り一丁目七番一四号
- 六 落札金額
五千三十四万七千五百円
- 七 入札公告日
平成二十二年十月二十九日
- 八 その他

(一) 契約担当者

- (一) 山口県知事 二井 関成
- 調達方法
- 購入
- (二) 落札方式
- 最低価格



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年一月十四日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 題

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
磯部亜紀子後援会	山田 史生	磯部のぶ子	下関市岬之町4番1号		平成22、7
充山会	吉田 充宏	吉田 一成	山口市駅通り2丁目11番3号		〃 〃 3
吉田みつひろ後援会	吉田 恵子	〃	〃		〃 〃 9

山口県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年一月十四日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 題

政治団体の名称	異動事項	内容		届出(年月日)
		異動	旧	
		新		

自由民主党柳井支部	代表者	石丸 東海	松野 利夫	平成22、12、24
	会計責任者	篠脇 大毅	山崎 隆司	
自由民主党山口支部	事務所	柳井市新市沖5番20号	柳井市阿月1135	〃 〃
	代表者	蔵成 幹也	武田 壽生	
自由民主党山口支部	事務所	山口市下堅小路25	山口市神田町9番6号	〃 〃
	代表者	藤谷 光信	平岡 秀夫	
民主党山口県第3区総支部	代表者	三浦 涉	畑山 邦佳	〃 〃 7
	会計責任者	藤谷 光信	平岡 秀夫	
民主党山口県第4区総支部	代表者	藤谷 光信	平岡 秀夫	〃 〃 3
	代表者	岸本 邦江	光井 昭憲	
岩本ひろ子後援会	代表者	岸本 邦江	光井 昭憲	〃 〃 24
	代表者	末永 計豊	藤江 平	
大井淳一朗後援会	代表者	末永 計豊	藤江 平	〃 〃 27
	代表者	村田 義三	宮本 弘	
岡村精二後援会	代表者	村田 義三	宮本 弘	〃 〃 6
	会計責任者	加藤 道子	蔵澄 静江	
池之上 博	代表者	池之上 博	藤本 博一	〃 〃 14
	代表者	池之上 博	藤本 博一	
木佐木大助後援会	代表者	西岡 広伸	吉田 真好	〃 〃 14
	代表者	西岡 広伸	吉田 真好	
高村正彦後援会	代表者	松田 茂樹	神崎 昇	〃 〃 27
	代表者	松田 茂樹	神崎 昇	
TKC高村正彦政経研究会	代表者	佐々木照彦	松田 茂樹	〃 〃 27
	代表者	佐々木照彦	松田 茂樹	
とくらたかこ後援会	代表者	松永 浩之	白石 廣芳	〃 〃 20
	代表者	松永 浩之	白石 廣芳	
友田政策研究会	代表者	炭村 信義	田村 茂照	〃 〃 28
	代表者	炭村 信義	田村 茂照	
友田政策研究会	代表者	下関市岬之町8番6号	下関市岬之町11番20号	〃 〃 8
	代表者	下関市岬之町8番6号	下関市岬之町11番20号	

友田たもつ後援会	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西嶋裕作後援会	代 表 者	須之内良夫	田村 茂照	〃	〃	17
三浦のぼる後援会	〃	沼田ユヅウ	三浦 正男	〃	〃	7
山口県税理士政治連盟高村正彦後援会	〃	松永 浩之	白石 廣芳	〃	〃	20
吉田みつひろ後援会	事 務 所	山口市駅通り 4丁目4番/4号	山口市駅通り 2丁目11番/3号	〃	〃	10

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
民主党山口県参議院選挙区第1総支部	原田大二郎	西嶋 裕作	山口市中央5丁目8番/2号	平成22年11月18
左野忠良後援会	弘中喜久男	赤崎 佳久	萩市見島5/	〃 6、30
下関民社協会	砂田 正和	中村 博人	下関市彦島江の浦町5丁目/0番/号	〃 12、20
広重市郡後援会	兼安 利夫	井堀 進一	宇部市大字東岐波/450の62	〃 11、30
みと充後援会	吉森 忠彦	森本 賢治	〃 大字東須恵2929の26	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (特定届出年月日)
		資 金 名 称	主たる事務所の所在地	
吉田 充宏	山口県議会議員	充山会	山口市駅通り 2丁目11番/3号	吉田 充宏 平成22、3年12、3

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動の事項	異 動 内 容		備考 (届出年月日)
				新	旧	
伊藤 央	山口県議会議員	伊藤央後援会	公職の種類	山口県議会議員	防府市議会議員	平成22年12、28
友田 有	〃	友田政策研究会	事務所	下関市岬之町8番/6号	下関市岬之町11番/20号	〃 〃 8

平成二十三年一月十四日発行

発行人所

山口県知事庁